## 境界線としての 「国語」

―― ろう教育と植民地=台湾の教育

ろう教育は、 はじめに 特殊教育に属し、既存の学問知の体系にお

ては障害児教育や障害学の一分野に位置づけられる。

や社会学、社会言語学の対象とする領域である。 た植民地支配の現実的一側面である植民地教育は、 見したところ、ともに教育に関わっているという点を除 両者は、 教育史

১ ならば、 いては、 だが、「国語」教授に関する限りで両者を比較検討する その教授方法、及び現実の言語使用状況などの諸点に 「国民化」のための「国語」教授というその目的 何の結びつきも持たないように見える。

> 本 多 創 史

必要性を力説するくだりで、植民地教育とろう教育とを次 育とが「国語」教授の点で同位置にあることを認識してい ある著名なろう教育者は、 ろう児への 国語 教授の

のようにパラレルに語っている。

ま

於ては、 豊富且純正なる国語を授くるにありと謂はねばならぬ。(3) 以である。故に日本国民の錬成を以て目的とする聾学校に 本国の国語普及が重要国策として、大いに努力せられる所 所の国語の力に依存する所が大である。是植民地に対して、 凡そ国民性の涵養と国民の思想的結合は、 その最も大切である教育は、 聾児に出来得る限り その共通する

この史料は、日中戦争が既に長期化しており、 新聞紙面

た おいて、

戦前のろう教育者たちの多くは、ろう教育と植民地教

定の共通性を看取することができる。

さらにま

ことにする。これらの具体的な作業を通じて、帝国日本に 湾のろう学校における「音声言語」教育についても論じる げる。加えて、植民地教育とろう教育とが重層化する、 おいて、「国語」を中心としてどのような構造が作られて 年代の「内地」のろう教育と植民地=台湾の教育を取り上 こで本稿は、前稿では行うことができなかった両者の詳細 における「国語普及」が持ち出されていることである。 あくまでも普通小学校での「国語」教育ではなく、植民地 であろうが、とりあえずここで着目しておく必要があるの な比較検討を行いたい。具体的には一九二○年代から三○ うした同時代コンテクストに照らしてこの史料は読むべき ここまでが、筆者が前稿において論じたことである。そ ろう者に対する「国語」教授の比較・参照項として、 台

> び名古屋市立盲啞学校の教員として勤務し、校長・橋村徳 年三月に同校の師範部普通科を卒業した。彼は卒業後、再

法の研究のため、敢えて東京聾啞学校に入学し、一九二一

には

立せんとしていた、一九四○年のものである。もちろんそ

「東亜新秩序」ということばも踊り、「新体制」

」を確

うになる。

習会の開催や諸団体の結成、

啓蒙雑誌の発刊などの精力的

それぞれ先頭に立ち口話法を推し進めていた。両人は、講

前者では川本宇之介が、後者では橋村徳一が、

果たし、そうして一九三五年頃までには、全国のろう学校

な普及活動を通じて、全国的に口話法を普及させる役割も

のほとんどがこの口話法を採用することになるのである。

名古屋市立盲啞学校に勤務していた安藤太三郎は、

1

いたのかを検討してみたい。

「国語」と手話と

容易に取り去る事は出来ぬ」としながらも、「言語 け、 第二の天性といふが如く、 またそうすべきであると論じた。 版する。この書物の中で、彼は、 における体験をまとめ、『私の体験せる聾教育』として出 に「内地」に戻り、東京市立聾学校の教諭となっている。 には、台北州立台北盲啞学校へ赴任し、そして一九三五年 一とともに口話法教育を実践していく。また、一九三〇年 彼は、一九三五年、「内地」に戻ると、自己のろう教育 それは習慣である限り、 一旦形成せられた手真似習慣は 消滅させることが可能であり すなわち安藤は 手話を習慣として位置づ 「習慣は

九二〇年代中盤以降、

東京聾啞学校と名古屋市立盲啞

りで聾児の有つ手話的思想の総べてを征服するだけの固

k۵

滅を言ってはばからない。

い習慣をろう者の身体に化していくことで、手話自体の消傷を養成すること」について論じており、口話という新しは、橋村徳一もまた、同一の視点から「善良なる口話的習は、橋村徳一もまた、同一の視点から「善良なる口話的習は、橋村徳一もまた、同一の視点から「善良なる口話的習し、と述べて、口話の習慣をつけることで手話を消し去るべきであるとする。この点に関してことで手話を消し去るべきであるとす。

はい、その音法は口切なら国語とも一致しない。「F 舌唇言う。「手話語はそれ自身には一つの語法があるかも知れだりで、手話が抽象概念を表現することができないなどの、だので、手話が抽象概念を表現することができないなどの、だので、手話が抽象概念を表現することができないなどの、があればとんど根拠のないことを述べた後、次のように見在ではほとんど根拠のないことを述べた後、次のように対してしまわねばならなかっ手話をろう者の身体上から消してしまわねばならなかっ

竹をついだ様になる傾向が甚だ強い。随つて自ら、聾児に語と結合して教授しても聾児の使用する国語は、恰も木には各国の国語とは、全くその体系を異にする。異種の体系ぬが、その語法は如何なる国語とも一致しない」「手話語

文の理解力を盛にし、

読書力を発達させることを甚だ困難

なる。「読唇」とは口形からことばを読み取ることである。

語」と手話とが構造的に一致していないことから、手話をても言及している。つまり川本は、彼のイメージする「国言語とを同一視した上で、書記言語と手話との齟齬についに、手話を批判しているのであり、さらに音声言語と書記とを認めつつも、音声言語=「国語」と手話との相違ゆえならしめる」と。川本は、手話に独自の「語法」があるこならしめる」と。川本は、手話に独自の「語法」があるこ

をつけ、手話を消し去ろうとしたのであろうか。すなわち、それでは、彼らは、どのようなやり方で「口話的習慣」批判していると言えるであろう。

口話法とは何か。

るという点にあった。特徴は、「正常児」が言語習得する過程を人工的に再現すを操らせるための、ろう教育上の方法のことである。その口話法とは、ろう児を「正常児」と同様に、「音声言語」

から、その代替行為である「読唇」から始められることに合、聴覚障害のために聴覚表象を獲得することができない法の実践においてもそれに倣うべきであった。ろう児の場の意味とをまず習得するものであり、ろう児に対する口話彼らによれば、聴者の一、二歳の子供は、聴覚表象とそ

たのであった。

りも之を理解する事の方が先で」「聾児にあつても略ぼ之と同様に、音器よりも目(視器)の方が早く発達して而かも鋭敏であるから、先づ彼等の実生活に役立つ言葉の読唇を教練し此の間に発語の基本練習を十分に行つた後、読唇をの意味するところとを結合させるようになった後に、とその意味するところとを結合させるようになった後に、なって、「正常児」と同じように自然な発声をすることが求められた。かくして、「読唇先進主義」と「発語自然主義」を基本とする口話法が導かれてくる。

橋村は言う。「正常児の言語の発達は之を発表することよ

るやうにすること」などと言った注意を与えることができするの良習慣を受けることができるという点にある。「音声言語」の習得が、手話を介在させることなく、「音声言語」の習得が、手話を介在させることなく、「音声言語」の習得が、手話を介在させることなく、「音声言語」の習得が、手話を介在させることなく、「音声言語」の習得が、手話を介在させることなく、「音声言語」である。「音声で言葉で事物や動作を理解せしむするのような口話法の最大の特徴は、一切の手話を排してこのような口話法の最大の特徴は、一切の手話を排して

は自己の体験を振り返りつつ、言う。は自己の体験を振り返りつつ、言う。には自己の体験を振りのつも、こうした現状を知っており、そまで手話で会話し続けたのであり、口話法の出現にあくまで手話で会話し続けたのであり、口話法の出現にだが、実際には、ろう者たちは、私生活その他においてだが、実際には、ろう者たちは、私生活その他において

の価値を認めなくなつて了ふものである (3) から地域である事を自覚し、其の恥しさを感ずると共に、口話の必要性と価値とを痛感して、聴話世界へと自覚的劣力を払ふに至つた。口話教育もこれまでの努力が大切の必要性と価値とを痛感して、聴話世界へと自覚的劣質なる事を自覚し、其の恥しさを感ずると共に、口話の価値を認めなくなつて了ふものである (3) からになっている。

には価値がないという心性が生み出されてくることを期待ろう者が「国語」に羨望のまなざしを送り、同時に、手話面化していくこと。安藤太三郎は、口話法の実践と共に、抱くようになり、他方で「国語」に対しては価値意識を内

的努力によって、徐々に手話は使用されなくなることが期 である。そして、 語」と手話との二言語併用状況=ダイグロシア状況に置か 手話が消滅の対象になる中で、現実のろう者たちは、「国 したのである。 れることになり、手話は下層言語の地位をあてがわれたの このように、一九二〇年代以降、

口話法の普及とともに、

ダイグロシア状況の中で、

ろう者の主体

待されたのである。 2

「国語熱」-植民地・台湾

(=「国語」)教授について論じることにする。 ここで取り上げるのは、 次に、一九二〇年代以降の植民地=台湾における日本語 安藤正次である。安藤は、一九

当の教授に就任し、 北帝国大学文政学部国語学国文学講座 神宮皇学館、日本女子大等の教授を経て、一九二八年、 〇四年に東京帝国大学文科大学選科 一九四一年から敗戦直前まで、 (言語学科)を修了し、 (後に第一講座) その総 担 台

長も務めている。 ことは、言語政策の研究家ならずとも、 安藤は、 「一国家一 国語といふのが理想的のものである 何人も首肯すると

> とする。安藤は、「国語」を押し広げていく帝国日本の言(5) おける「国語」専用は、 国の隅々の人々が、「国語」にあやかれること。 態度」とは異なるものであると誇らしげに語っている。(ミン) であり、それは「欧州人の」「植民地を搾取しようといふ うとする一視万民の立場をもつてゐる」「母語延長主義」 (E) 彼は、「我が国のは、 台湾と「内地」との平等主義の実践として観念されていた。 語政策を賞賛しているのである。それは、安藤においては、 く方針が確立されたことは、邦家のため慶賀すべきこと」 行う言語政策を、「どこまでも、 ころであろう」と述べ、帝国日本が植民地・台湾に対して 在来の領土、人民と同じ如くみなさ 少なくとも安藤自身の意識の上で 単国語制でおし通してゆ 植民地 帝 に

すなわち「古きを奪はずして、新しきを与へる道」を採っ 教育を施して、 民に臨むに、国語強要の政策をとらずに、まづ国語による か。 制的に禁じられ、「国語」のみの使用を義務づけられたの は、 たのである。これは、 では、 帝国日本の平等性を示すものに他ならなかった。 そうではなかった。 台湾の人々は、 教育の上から国語を普及せしめる方策」、 帝国日本の言語政策は、台湾の人々 己の第 安藤によれば帝国日本は「新府の 一言語 (母語) の使用を強

もっとも、「国語」

専用が目標であることには変わりが 現地語を一切介入させず、「国語

ŋ

の人々のことばとの併用状況を黙認したことになる。

らも、「百年二百年」の間は、「国語」

٤

台湾語など現地

国語

の「一語専用主義」を唱え、それを理想としなが

二言語併用状況が続くということになる。

つまり、

安藤は

湾総督府の官僚、 のみによって、「国語」 ない。そのためには、

加藤春城は「本島人の国語教育は、

入学

語

を直接教授する必要があった。

台

て代えていくという方針であるという説明である。 徐々に「国語」を浸透させ、 のことばを強制的に 「絶滅」させたりせず、 時間をかけて「国語」 教育を通じて に取っ

だが、容易に推測されるように、そのような方針に基づ

ならば、「国語」が完全に人々のことばになるまでの 速やかなることを得るが、 であつてはならない。 るであろう。彼は「われわれは、その効果を挙げるに性急 で会話するようになるまでに、相当の長い年月が必要にな いて言語政策を推し進めていく場合、人々が 風を移し、俗を易へるは、 言語生活を一変せしめるには 国語 比較的に 専用

年二百年」の間は、「国語」と台湾の人々の第一言語との 百年二百年もなほ短しとする」と言う。そうであるとする(タタ)

> 入学式当日児童が登校すれば、 所属学級の受持教師は

てゐる」と述べ、続けてその具体的な方法を示している。

当初から国語のみによつて行はれ、

対訳は絶対に排斥され

「センセイ」と呼ばせる。 号令通りに正しく動作するやうになる。それから氏名 「オタチナサイ」、「レイ」、「オカケナサイ」とい ちんかんなことをやつてゐるが、数回繰り返すうちに、 うな国語を用ひて、その通り動作をさせる。 これを受取つて教室に引き入れる。 自らを指して「センセイ」と幾度もいひ、 を呼んで「ハイ」と答へさせる。それがすむと教師が を貼つて置いた席に腰かけさせる。一同が着席すると さうして予め名札 児童をして 始はとん

こうした方法 や教師の動作などから推測しつつ、結合させていくのであ 児童たちはまず、 その後、発声練習に入るのである。 (直接法と呼ばれる)は、 聴覚表象とその意味とを、 言うまでもなく 先に見たろう教育 周囲の児童

の「読唇先進主義」に基づく口話法と酷似している。「国 を母語 (第一言語) としない彼らに対して、同一の言

315

からの移住者とその子孫である「内地人」とに分類するこ陸系の「本島人」、原住民系の「蛮人」、それから「内地」さて当時、台湾総督府などでは、台湾在住の人々を、大語教授法が採られていることは興味深い。

「国語」はどこで教授されたのであろうか。台湾の人々と呼んでおくが、こうした台湾の人々に対して、とが多かった。ここでは「本島人」と「蛮人」を合わせて

過ぎない。また、高等教育の機関として、中学校及び高等為になった。とはいえ、初等教育については、「国語」を常用しない者のための小学校(尋常科・高等科)とが存在し、実際上は、小学校は「内地人」向けであり、公学校はし、実際上は、小学校は「内地人」向けであり、公学校はし、実際上は、小学校は「内地人」向けであり、公学校は一九二二年の第二次台湾教育令により、制度上は「内地一九二二年の第二次台湾教育の機関として、中学校及び高等がの人々の割合は、一九三五年の時点でも、わずか八%については、小学校専常科に通学していた台湾の人々の割合は、一九三五年の時点でも、おりでは、大学校教育が受けられるより、と台湾の人々の割合は、一九三五年の第二次台湾教育の代表が、制度上は「内地ー九二二年の第二次台湾教育の機関として、中学校及び高等では、というにない。

ていた、どうくの是(W)教育機関であった公学校の就学状況は、一九三五年においれていたからである。台湾の人々にとって唯一の「国語」では、すべて「国語」によって授業がなされ、試験が行わ

て、学校教育システムに包摂されない人々に「国語」を教を設ける必要があり、国語講習所と簡易国語講習所におい況への対策として、公学校以外に「国語」教授を行う場所「国語」の普及を目指す総督府としては、このような状てさえ、三八%程度に過ぎなかった。

授したのであった。

国語講習所は十二歳から二五歳までの不就学青少年のたと言う。

述べている。 安藤正次は、こうした「国語熱」に関して、次のように

ここに注意すべきことは、かくの如き講習所や普及会

のアクセスは極めて限られていた。これらの高等教育機関

や師範学校が、そしてそれらの頂点に台北帝国大学があっ

だが、台湾の人々にとって、これらの高等教育機関へ

女学校、実業学校などがあり、さらにその他に、高等学校

するという状況が生まれると考えたのではなかったか。 それが「百年二百年」続いた後に、人々が「国語」を常用

そ

ことにする。

「国語」=上層言語と現地語=下層言語とのダイグロ

れは、

言語である現地語を消滅に追いやっていこうとするプロ シア状況を創出し、「百年二百年」をかけて、徐々に下層

日常の会話に通じようとする目的をもつていることで めて必要であると感じるに至つたとゆうものもある。(マイ) 国語を理解し、 ことから、子供を負いながら通つて来るようなものが を解し得ないのを不便と感じ、 その児童が公学校に就学している関係上、自分が国語 ある。これらのうちには、 方にあり、他の一方には、 国語を自由に語り得るとゆうことが極 或は一家の主婦であつて、 また経済生活の関係から 或は恥と考えるような

きる。

3

植民地=台湾における「口話式教育

話の消滅を導こうとした、当時の口話法によるろう教育と、 ろう者に「国語」が体現する価値を内面化させ、序々に手 ジェクトであったと評することができるであろう。それは、

その目的と方法において同じものであったと言うことがで

で国語を学習しようと希望して来るものは、主として

安藤は、台湾の人々が「国語を学ぶとゆうことに心を向け 値あることばになっていた、と言うのである。おそらく、 た学ばねばならないという意識を持ってしまうような、 国語 は 自ら進んで学びたくなるような、そしてま 価

つゝある」という状況が、永続することによって、そして(ミン

言語」教育についてである。 にして教えられていたのであろうか。 さらに考えたいことは、 植民地のろう者に対する 一体如何なることばが、 「音声 如何

台湾総督府の管理下に置かれる州立移管後に焦点を定める 二二年に、それぞれ州立に移管されている。本稿は、 啞学校とが存在していた(以下、 に扱ったのかを論じており、ここでも同様の視点に立ち、 日本が「国語」を通じてろう者や植民地の人々をどのよう 南校と略記する)。 台北校は一九二八年に、 台南校は一九 当時台湾には、 台北州立台北盲啞学校と台南州立台南盲 前者を台北校、 後者を台 帝国

台北校の一九二八年から一九三四年までの卒業生は、 生徒と教員の構成から始めよう。生徒について言えば、 普通

あ<sub>(26</sub> る。 たことになる。 徒と「内地」から派遣された教員とによって構成されてい 者について言うならば、 校とも歴代の学校長は「内地人」であった。つまり、多数 「内地人」が一一名、「本島人」が三名であった。加えて両 が四名であり、同じく一九三六年の台南校について言えば、 含む)の方は、 三名であり、 九三五年の台北校の教員は、「内地人」が八名、「本島人」 とがわかる。他方で、 で卒業生は、「内地人」が一五名、「本島人」が七四名で いずれも台湾の人々が、過半数以上を占めていたこ 同じく台南校の一九二二年から一九三四年ま 逆にその大多数が「内地人」であった。一 教員 台湾のろう学校は、 (助手、 教務嘱託、 現地台湾の生 教諭心得を

> 屋市立盲啞学校に派遣し、 派遣して、 例えば台北校では、一九二七年、 口話法を習得させるというケースもあった。 口話法の講習会に参加させてい 教員・迫田稲子を名古

部・

技芸科を合わせ、「内地人」が二八名、「本島人」が五

やつてゐます」と書き記されている。 ラの単句でございます、 単語、 す、 は 出来る様です、…基本練習はご指導を受けた様にどんどん 掲載されているが、そこには「今日までの読唇はアカ、 る。『口話式塑教育』第四巻第五号(一九二八年五月)に ボール、ワ、ハンカチ、ボーシ、 おそらく迫田の筆になると思われる「台北だより」が オタチナサイ、オカケナサイ、オハヨー、 音韻は母音で口形模倣発音も大抵 迫田は、 ペン、アタマ、 音声日本語 サヨーナ

メの 7

況に沿う形で、台北校の「生徒教養ノ方針」 ジオ放送局の電波に乗って流れている。そして、(※) 第二は身体衛生に気をつけること、 が書き込まれていく。 年一月には、台北校の生徒たちの「話し 湾で実践していたのである。そして、その翌年の一九二九 を口話法で教授するという「内地」の方法を、 方針の第一は職業教育を施すこと、 そして第三が、「聾啞 声」が、 には、 そのまま台 かかる状 台北のラ 口話法

お

古屋市立盲啞学校教諭であった安藤太三郎は、

た教員たちによって台湾にも伝えられていた。

に普及していた。 ら三〇年代にかけて、

そうした動向は、

「内地」から派遣され

例えば、

名

音声言語教授法である口話法が急速

に論じたように、

「内地」

においては一九二〇年代か

から一九三五年にかけて台北校に勤務した際、

いて口話法を実践している。また、

逆に台湾から教員を

台北の地に 一九三〇年

せて、 間 本語による教育は行われていなかったが、毎朝必ず二十分 南校では、全学級が手話による教育を行っており、 |口話の時間が設けられていた。 というように、「内地」の口話法の動向に歩調を合わ 音声日本語を媒介語とする授業を意味していた。(3) 音声日、 台

世界に引き入れねばならぬならば、

音声語は欠くべからざ

人間の言葉の また、

東京

聾啞学校の教諭・川本宇之介は、「聾者を、 においても認識されていたことを示している。

 $\Box$ 

|話学級ヲ置キ口話法ヲ用ヒ智識技能ヲ授クルコトニ努

語の教授が開始されることになったのである。 ところで、ここで注意してよいことは、 かくて、植民地=台湾のろう学校においても、 原理的には、 音声日本 

話法はあらゆる音声言語に適用・応用し得るものであり、

音声日本語教授に限定する必要はないということである。

墺、 だけあつて容易に採用しなかつた。しかし現今では屑く手 徳一は、「口話法が各国へ輸入されたのは、 このことは、 瑞 伊等は最も早く採用し、仏国はドレペー氏の生地 当時においても理解されていた。 …独逸地方の 例えば橋村

> であることこそが、 それは、 それでは何故に、音声日本語=「国語」が教授されたのか。 現地語を口語法で教授したとしても何ら不思議ではな のを、「人間」の不可欠の条件とみなすということである。 るものである」と言っているが、これは、音声言語そのも(3) が参考になる。 らに他ならない。この点については橋村徳一の次のことば そうであるとすれば、論理的には、 帝国日本の内部では音声日本語=「国語」の話者 メンバーシップ獲得の条件であったか 台湾のろう学校で、

述懐している」などと述べ、 校長等は…之が各国へ普及するのは唯時の問題であらうと 話法を棄てゝ口話法を採用するものもあり、又或る有名な を持っていること、 播している現状を報告しているが、これは口話法が普遍性 全ての言語に適用できること、 口話法がヨー ロッパ各地へ伝 が当時

> 使用し 陛下の赤子として、又日本の国民として取扱ふことを 普通に使用しないやうな身振表情や手真似や指文字も 其根本精神としてゐる。 して不具者扱ひや廃人扱ひにはしないで、 口話法は聾者を貴い神の子、 なければ、 特別扱ひや外人扱ひにもしないので 故に口話法に於ては日本人が 人の子として取扱ひ、 徹頭徹 決 尾

台湾のろう者にも当然 かったのである。 橋村によれば「国語」ではない手話や現地語は、いずれ 「日本の国民」たる構成要件にはなり得ない。 「国語」を教授しなければならな

## おわりに

同様の論理で、植民地=台湾のろう者に対しても「国語 話者であることとを結びつけて理解していたからである。 全力を傾けたのは、 ろう教育や植民地教育の担い手たちが、「国語」教授に 彼らが「国民」であることと「国語」

が教授されていったと見ることができる。

場合、同一線上に位置すると言える。さらに、ろう者であ その意味で両者は「国語」教授を軸とする同心円を描いた 教授方法や抑圧の受けかたの点で、両者は全く同型であり、 の教授により、構造的には二重の抑圧下におかれたことに れぞれ抑圧することによって成立するものであった。その している手話を、台湾の人々が使用している生活語を、そ だがこうした「国語」の教授は、ろう者が日常的に使用 台湾の人々でもあった、台湾のろう者たちは、 国語

> めの不可欠の条件であり、そのことは全く疑われなかった 「国語」話者であることが、 は遂になかった。帝国日本の社会文化空間においては、 メンバーシップを獲得するた

だから、

からである。

次のように書いている。 校を含む)の教員を務めた石川倉次は、 した書物の中で、「国語の教へ始め」と題する節の冒頭に、 一八八六年から一九二七年まで東京聾啞学校(その前身 一九三〇年に出版

話又は筆談の出来る様に導くべきである。 日常対話の上に必要な語句から教へて一日も早く自由に口 簡単な言ひ表はし方から始むべきである。そして成るべく 幼児や聾啞や外国の人などに我が国語を授けるには先づ

「国語」話者たることが、 るのではないであろうか。 上でどれほど重要であったのか、それがここには現れてい 幼児とろう者と「外国の人」が同列に論じられること。 フルメンバーシップを獲得する

<u>1</u> ろう教育は、 現在、 学校教育法の第六章特殊教育の

なるが、そうしたことが、教育を施す側に自覚されること

項目にまとめられている。

(2) 近年の代表的なものを挙げれば、教育史の方面から 進平と植民地朝鮮』三元社、一九九八年、などが存在し は ている。 成』世織書房、一九九七年、同『「言語」の構築-小倉 めぐって』三元社、一九九七年、同『帝国日本の言語編 『植民地のなかの「国語学」-時枝誠記と京城帝国大学を 境界』新曜社、一九九八年が、社会言語学では安田敏朗 九九六年が、社会学の方面からは、小熊英二『日本人の 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、一

- (3) 川本宇之介『聲教育学精説』信楽会、一九四〇年、
- (4) 筆者は最近、これ以下で述べる口話法を含め、ろう 孝編『ライブラリ相関社会科学8』新世社(近刊予定)、 るべき身体と精神-」、見田宗介・内田隆三・市野川容 ている。拙稿「生誕する「聾者」-つむぎ出される、あ 教育の社会史的・思想史的な関心に基づいた分析を試み
- (5) ろう教育と植民地教育という一見無関係にみえる二 想史の領域においては、それほど珍しいものではない。 該時代の「精神」を描き出す、本稿のような試みは、 つの領域を、いわば横断するような形で比較検討し、当

LOVEJOY, ESSAYS IN THE HISTORY OF IDEAS 用いていくつかの作品を残している。(ARTHUR O. 例えば、哲学者であり思想史研究者でもあったラブジョ イは、その著『観念の歴史』において、そうした手法を

7 (6) 文部省『盲聾教育八十年史』一九五八年、一二一頁。 の教育-その百年の歴史-』非売品、一九七五年、三〇 東京教育大学附属聾学校『東京教育大学附属聾学校

NEW YORK GERGE BRAZILLER, INC., 1955.)

(8) 安藤太三郎『私の体験せる聾教育』非売品、一九三 五年、一〇九頁。

四頁。

- (9) 橋村徳一『聾教育口話法概論』株式会社一誠社、一
- (10) 川本宇之介、前掲『聾教育学精説』、四九三頁。 九二五年、二一六頁。
- (11) 橋村徳一、前掲『聾教育口話法概論』、二五七-八 頁。
- 12 橋村徳一、前掲『聾教育口話法概論』、二四一頁。
- <u>13</u> 頁 安藤太三郎、前掲『私の体験せる聾教育』、一〇九
- 14 年譜」『安藤正次著作集第七巻』 を参照。尚、安藤については、安田敏朗『近代日本言語 安藤正次の生涯の詳細については、「安藤正次先生 雄山閣、 一九七五年、

18

史再考』三元社、二〇〇〇年の第三章に詳しい。

- <u>15</u> 作集第六卷』 第五巻』岩波書店、 安藤正次「国語国字諸問題」『岩波講座 雄山閣、 一九三七年、 一九七五年、 引用は、『安藤正次著 三五八一九頁より。 国語 教育
- $\widehat{16}$ 安藤正次「台湾に於ける国語教育」『学苑』一九四

〇年、

引用は、

前掲『安藤正次著作集第六巻』、

四二

六年、八〇一四頁

〇一一頁より。

- 17 前掲『安藤正次著作集第六巻』、四二〇頁より。 安藤正次、 安藤正次「国語国字諸問題」『岩波講座 前掲「台湾に於ける国語教育」、 国語 引用は、 教育
- 次著作集第六巻』、三五九頁より。 第五巻』岩波書店、 一九三七年、引用は、 前掲『安藤正
- 19 『安藤正次著作集第六巻』、三六二頁より。 安藤正次、 前掲 「国語国字諸問題」、 引用 は 前掲
- 21 20 国語進出編』朝日新聞社、 台湾総督府文教局『台湾の教育』、一九三五年度、 加藤春城「台湾の国語教育」『国語文化講座第 一九四二年、 五四頁 六卷
- 22 八一九頁より算出 台湾総督府文教局、 前掲 『台湾の教育』、一四頁 Ĵ
- 台湾総督府文教局、 前掲『台湾の教育』、八〇頁。
- 23 安藤正次「台湾に於ける国語普及について」『国語

教育」 藤正次著作集第六巻」、三四三頁より。 第十八巻第三号、一九三三年、 引用は、 前掲 安

<u>26</u> 覧 引用は、 台南盲啞学校『台南州立盲啞学校一覧』非売品、 台北州立台北盲啞学校『台北州立台北盲啞学校一 非売品、 安藤正次、 前掲『安藤正次著作集第六巻』、三四四頁より。 一九三五年、一四-五頁。 前掲「台湾に於ける国語普及について」、 及び、台南州立 一九三

27 れた。 所有方面に渡つて事情を異にする所に於ては、 話を試みたが、彼は直ちに、「内地」と「外地」との違 は が、 これが具体的に何を意味した発言であるのか不明である 話法と同様の手段方法を以つて進み難い」と述べている。 いに気づき、「国語」を教授することの困難さにみまわ く口話にこだわることなく、ある程度手話による教育を Ļ١ とは考えておらず、口話と手話との併用状況を黙認して することはできないと判断したことは確かである。 (『鄭口話教育』 第七巻第一一号、一九三一年、二頁。) たから、 安藤太三郎は台北校に赴任すると、音声日本語の口 彼が「内地」と同様の口話法をそのまま台湾に適用 口話法に熱心であったが、手話を完全に排除し得る 安藤は 台湾での口話法が困難であれば、それほど強 「本島の如く言語を始め、 風俗、 内地の口 慣習等

容認した可能性が高い。 無記名「台北だより(二)」『口話式聲教育』

第五号、一九二八年、二七頁

される。 いるとすれば、ラジオ放送も一定の反響を呼んだと推測 ものであるが、口話法に対してこうした評価がなされて れている。おそらく、校長・木村謹吾によって書かれた 及ばず聾児の父兄は非常に喜び居り、其の結果学校の事 致し呉れ、次第に口話も進歩を認め来り、私共は申すに 五-六頁。そこには、「本校も迫田氏熱心に教務に従事 に関し何かと尽力致し呉れ誠に好都合に存じ候」と書か 『口話式聲教育』第五巻第二号、一九二九年、 三

(3) 一九三五年頃の調査によると、朝鮮を除く「全国 三校、 行っている(=口話クラス)のは三五校、口話クラスと と手話クラスとがあり、一方の台南校は、手話クラスだ 手話クラスが存在する学校が二七校、手話だけの学校が 六七のろう学校のうち、全クラスとも口話だけで教育を その他二校となっている。台北校には口話クラス

九三五年、一四一-三頁。)

けであった。(藤本敏文編『聾啞年鑑』聾啞月報社、

第四卷

る具体的な史料は見つからなかった。 ずであるとのことであったが、残念ながらそれを立証す 校でも口話(音声日本語)による授業が行われていたは る。二〇〇一年八月一五日、筆者が台南において行った 同校教諭冉昭華氏へのインタビューによれば、当時台南 現在、台南校は、台南市立台南啓聰学校となってい

橋村徳一、前掲『聾教育口話法概論』、九〇頁。

32

34 33 橋村徳一、前掲『聾教育口話法概論』、三七頁。 川本宇之介、前掲「聲教育学精説」、四八九頁。

35 石川倉次『聾啞児の国語教順 日本盲人用点字の起

非売品、一九三〇年、二三-四頁。 二〇〇一年十一月二日受稿

二〇〇一年十二月七日をへて掲載決定 (一橋大学大学院博士課程)

323